

皆さんこんにちは、朝倉苑居宅介護支援事業所と申します。



大雨の後は涼しい風も吹きましたが、まだまだ残暑がきびしく、気候変化の多い毎日が続いています。いかがお過ごしですか？

さて、今回は介護保険についてお話をしたいと思います。



いざ介護保険のサービスを受けたいと思っても、何をどのようにすれば、利用できるのか。どんな手続きが必要なのか。よくそういった疑問をお持ちの方も多いようです。

介護保険を利用するためには。。。

① どんな人が利用できるのか。

（第 1 号被保険者）65 歳以上の方で日常生活に何らかの支援が必要な方  
例えば、認知症の方、お風呂に一人で入れない方、寝たきりの方など。

（第 2 号被保険者）40 歳から 64 歳までの医療保険加入者  
特定疾病をお持ちの方（関節リウマチ、癌末期など）

② 介護保険申請の流れ。

市町村窓口などに相談 → 要介護認定申請 → 主治医意見書や訪問調査にてコンピューターによる一次判定 → 一次判定結果を踏まえて介護認定審査会（医師、保健師などの専門職による合議体により審査）

→要支援・要介護認定。 認定の結果通知が自宅に届く。（介護保険証）

③ サービスを利用するには

認定結果が出たら、居宅介護支援事業所との契約が必要。

～漢字ばかりで言いにくいイメージですが～

居宅介護支援事業所には、私たち 介護支援専門員（ケアマネジャー）がいます。ケアマネジャーがご自宅に伺い、いつまでも住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるように、ご本人、ご家族の状況を確認し、自宅での生活を続けていくために、様々な所と連携し、本人にとって何が必要か一緒に考え、計画を行う仕事をしています。

「最近身体が思うように動かなくなったなあ」とか 「一人で掃除や買い物が出来なくなってしまったなあ」と感じてある方や、父や、母が一人での生活に不安が出てきた、などなど。いつもと違う事や困りごとがあったら、お気軽にご連絡してください。何かお役に立てることがあると思います。

朝倉苑居宅介護支援事業所

 0946 28-8171